

平成 29 年度 長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画

平成 29 年 2 月 28 日 制定

長崎外国語大学では、公的研究費の適正な管理・運営のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、以下のとおり不正発生の要因を把握し、公的研究費不正防止計画を定める。

項 目	手 続 等	不正の発生する要因	対応する不正防止計画
(1) 期間内の責任 体制の明確化	責任の明確化	・ 責任者の交代により、後任者が責任と権限を十分に認識できていない場合がある。 ・ 時の経過とともに責任意識が低下する。	・ 責任者の交代時においては、十分な引継を行うとともに、担当部署による説明を行う。 ・ 責任体系を本学 HP 上で学内外に公表し、研修等を通じて意識向上に努める。
(2) 適正な運営・ 管理の基盤と なる環境整備	ルールの明確化・統一化	・ 研究費の使用（執行）ルールや業務フローが文書化されていない。	・ ガイドラインに基づき先行機関の執行ルールを参考とし、本学に適した詳細な研究費執行規程を策定し、学内外に周知する。
	関係者の意識向上	・ 競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 ・ コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。	・ 策定した研究費執行規程を学内で配布し、説明会を実施する。 ・ 構成員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。
(3) 研究費の適正な運営・管理活動①	発注納品検収体制の向上	・ 10 万円未満の発注に対して、2 社以上の見積もり意識が希薄である。	・ 発注時の見積対応を周知徹底する。(50 万円以上の発注は 3 社以上が必要、10 万円以上 50 万円未満の発注は 2 社以上が必要、10 万円未満の発注は前掲を極力準用)
(3) 研究費の適正な運営・管理活動②	謝金等の実態把握	・ 謝金等支払に係る勤務管理について、事前説明が不十分であり、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	・ 支払は事前申請を原則とし、研究協力者には業務内容・支払金額を事前に説明の上、了解を得る。 ・ 勤務状況は、業務管理表や成果物の提出により把握、確認する。 ・ 謝金等支払後、必ず協力者の署名した領収書を提出させる。

	旅費の事実確認	・国内外の出張旅費について、事前・事後の事実確認が不十分であり、牽制効果が及んでいないと不正使用が発生しやすい。	・旅費について、公務出張届の事前提出を周知徹底する。 ・証憑類、出張報告書等関係書類の迅速な提出を周知徹底する。
(4) 情報発信・共有化の推進	周知効果の向上	・本学 HP 上の情報発信・共有状態は HOME＞大学案内＞公的研究費の管理・監査体制 ・情報発信、情報共有化が十分に行われない場合、誤った理解に基づくルール運用がなされる恐れがある。	・研究者や事務職員を対象とした研修会や説明会により、情報共有や意見交換を行う。
	通報体制の向上	・不正使用に関する通報（告発・相談）窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	・ガイドラインに基づき刷新した公的研究費の管理（責任）体制図を本学 HP 上で学内外に公表し、周知徹底を図る。
(5) モニタリング体制	実効性あるモニタリングの実施	・実効性のあるモニタリングが不十分である。	・内部監査人は公的研究費の不正使用に関してリスクアプローチ監査を実施する。 ・内部監査人は、監事・会計監査人と連携して、効果的な監査実施を図り、内部監査規程に基づき、内部監査結果を最高管理責任者へ報告書として回付する。

※ 平成 29 年度 長崎外国語大学における公的研究費不正防止スケジュール

(時期)	(項目)
H29.3	・本防止計画を本学ホームページ上にて公開
H29.10	・研究倫理研修・コンプライアンス研修の実施
H29.11	・公的研究費不正使用防止教育責任者は、研究費の執行状況について問題がある研究者に対して聞き取り調査、場合によっては研究計画の見直しの検討実施。
H30.2～	・内部監査の実施（証憑等の確認）
H30.3	・内部監査の実施（購入物品の現物確認） ・内部監査の状況を最高管理責任者（学長）へ報告 ・平成 29 年度の研究不正防止計画の実施状況を最高管理責任者（学長）へ報告 ・平成 30 年度の研究不正防止計画の策定

以上